

# スポットワークによる従業者配置時の留意点

近年、働き方の多様化や介護従業者の人材不足等の影響から、介護サービスの分野においても、スポットワークにより従業者を配置する事例が見られるようになりました。

スポットワークによる雇用形態の特性上、介護サービス事業所及び老人福祉法に定める老人福祉施設の運営基準や介護報酬に関する基準に違反する可能性もありますことから、以下に主な留意点をまとめましたので、適切な運営をお願いします。

## スポットワークとは

- ・短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとで働くこと

※厚生労働省ホームページ「いわゆる「スポットワーク」の留意事項等」より。

## 1 資格の確認

介護サービス事業者等においては、人員基準において特定の資格を有することが必須とされている職種があります。（例：「訪問介護員等」の介護福祉士等、「介護支援専門員」の介護支援専門員など）

このような職種について、必要な資格を有していなければ人員基準に違反することから、事業所において資格を有していることを確認しなければなりません。

スポットワークの従業者を採用する場合であっても、必要な資格について採用時に必ず確認し、事業所において資格証の写しを保管してください。

## 2 勤務形態一覧表への記載

介護サービス事業者等において、利用者にサービス提供を行う従業者については、当該事業所の勤務形態一覧表に氏名、職種、勤務形態、勤務時間等の必要事項を記載し、人員基準の管理を適切に行う必要があります。

スポットワークの従業者であっても、勤務形態一覧表に必要事項を必ず記載してください。

- ・運営指導において、勤務形態一覧表の氏名欄に「タイミー」と記載されているものが見受けられました。

人員基準が確認できるように、氏名、職種、勤務形態、勤務時間等、必要事項を必ず記載してください。

## 3 新規採用時に必要な研修の実施

介護サービス事業所及び老人福祉法に定める老人福祉施設においては、各種研修の実施が定められていますが、その中で「定期的」又は「新規採用時」に実施することが求められている研修があります。

定期的に実施することとされている研修については、頻度が「年1回」、「6月に1回以上」など、研修の種類によって頻度が異なりますが、定められた回数以上実施することが必要です。

この場合、研修の実施時期に採用されていない職員については、当該研修が実施できなくても基準に違反しているとはいえませんが、必要に応じ実施してください。

一方で、「新規採用時」に実施することとされている研修は、採用時に実施することが必要ですので、スポットワークの従業者であっても実施しない場合は基準違反となりますので、従業者の採用に当たっては十分に注意してください。

#### ○新規採用時に必要な研修

種類	必須とされているサービスの種類
業務継続計画（BCP）	特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、【養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム】
感染症（及び食中毒）	
身体的拘束等の適正化	
虐待の防止	全サービス
事故発生の防止	地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、【養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム】

※上記以外のサービスにおいては、新規採用時の研修を「実施することが望ましい」とされていますので、必要に応じ速やかに実施してください。

※「感染症」に関する研修について、次の施設は「感染症及び食中毒」の研修とされています。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、【養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム】

#### 4 秘密保持の措置

介護サービス事業者等においては、従業者又は従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならぬとされています。

スポットワークの従業者であっても、採用時に秘密保持の誓約書を交わす等、必要な措置を講じてください。

#### 5 介護報酬に関する基準への影響

加算の種類によっては、従業者への研修の実施について、算定要件となっているものがあります。

スポットワークの従業者の採用に当たり、実施状況によっては算定要件を満たさなくなる可能性があることから、加算の要件を御確認の上、適切に実施してください。

【訪問介護における特定事業所加算の例】

(「厚生労働大臣が定める基準」より一部抜粋)

全ての訪問介護員等及びサービス提供責任者に対し、個別の研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施していること。

※スポットワークの従業者であっても、新規採用時に研修計画を作成し、確実に研修を実施してください。

【スポットワークの従業者を雇用することにより算定要件を満たせなくなる場合】

訪問介護における特定事業所加算は、算定の要件を満たすことにより、利用者に対し質の高い介護を提供できる事業所であることを評価して算定するものです。

スポットワークの従業者を雇用することにより、算定要件が満たせなくなった場合は、加算の算定について取り下げの届け出を行う必要があります。

上記は、あくまで一例として「訪問介護における特定事業所加算」を例に掲げたものです。他の加算についても、算定要件を御確認ください。

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課介護担当

電話：0166-25-9849

Eメール：shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp